

議 事 録

第 17 回 定 例 総 会

令和3年12月10日

太田市農業委員会第17回定例総会議事録

開会日時 令和3年12月10日(金) 午後2時
 閉会日時 令和3年12月10日(金) 午後2時40分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)

1 小林 良孝	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二
5 木村 克己	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正
9 佐野 順一	10 新井 章夫	11 小島 秀一	12 齋藤 道明
13 新井 整	14 山田 清作	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子
17 中島 沙織	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子	

欠席委員
(0人)

出席職員 (9人)

塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任
 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付した事項

議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長による専決処分について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項 令和3年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第17回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員19名、欠席の委員はゼロです。過半数以上の出席がありましたので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、14番 山田清作委員 と 15番 飯塚茂夫委員 の二人に
お願いいたします。
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたらご報告願います。

事 務 局 本議案書において訂正箇所が4か所ございます。
議案書2ページ及び3ページをお開きください。2番、3番、4番、5番です。
本案件につきましては、書類の不備が確認されたことにより、令和3年12月3日付で取下げ願の提出があり、これを受理しましたので、報

告いたします。これにより、議案書2ページ、議案第2号の提出件数を10件から6件へ訂正願います。以上でございます。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 392㎡について、許可後、売買契約が不成立となったため、今回、当該許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 こちらの土地は、第5号の2番と関連があります。
以前の申請許可後に基礎工事が既に完了しており、現状は既に農地ではないのですが、第5号2番の申請と併せ、周辺農地への影響はなく許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、お願いいたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたし

ます。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は6件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 上田島町の土地 畑 266 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

6番 鳥山下町の土地 田 1,588 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

7番 新田中江田町の土地 畑 366 m²、申請地を譲受け、農業に精進したい。

8番 新田市野井町の土地 畑 843 m² 外4筆 計12,330 m²、申請地を取得し、経営規模を拡大したい。

9番 藪塚町の土地 畑 4,018 m²の内723 m²、営農型太陽光発電設備を設置し生計の安定を図りたい。

10番 大原町の土地 畑 5,407 m²の内750 m²、営農型太陽光発電設備を設置し生計の安定を図りたい。

1番、6番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、9番、10番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 農地法第3条、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は隣接する土地を耕作しており、耕作地となっている申請地を取得して規模を拡大するものです。

譲受人は、大規模な米麦農家であり、大型の農機具等を所有しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号6番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、報告いたします。

譲受人は、農地を譲り受け規模を拡大したいということでもあります。以前にも何度かこの総会で諮られたと思うのですが、既に水田が2町歩ほど栽培し、また、野菜もタマネギとかネギを栽培しております。もちろん保有する機械は、田植え機、ほとんどの機械を持っておりますので、何も問題はないと思います。

余談ですが、この譲受人は桐生の広沢町で理髪店を経営しております。実家が新潟県なのですが、実家が農家でありまして、大変農業に情熱を持っている方です。

以上、審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号7番と8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 7番についてお答えします。
チェックリストに基づき協議した結果、周辺農地への支障はなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

7番委員 番号8番について説明します。
これは地主が遠くでありまして、遺産相続で、こちらにいた人は嫁に行ったりして、遠くへ行って、この譲受人がおじさんになるんですけども、おじさんの人がほとんど今まで見ていたと。もう地主はできないので、では、おじさんのほうでこれを買ってやるといふようなことをございますので、許可相当でいいのではないかと、承認ということにしました。
よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号7番と8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番と8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番と8番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号9番と10番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号9番と10番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。なお、営農条件に支障を生じるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長

宛てにあったので、審議を求めます。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 西長岡町の土地 971 m²の内0.22 m² 外1筆 計2,229 m²の内5.80 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 10番委員に代わりまして、説明申し上げます。
この場所につきましては、営農型太陽光発電の設置で、更新の状況でございますので、今までの状況も営農として非常に活動しておりますので、何の問題もなく、地区協議会では許可相当という結論が出ましたので、再度のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 362㎡について、店舗併用住宅用地として許可を得たが、コロナ禍により店舗を開店することが困難となってしまったため、一般住宅用地に目的を変更するものです。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番について、当地区協議会で計画変更チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
申請人は、当初、店舗併用住宅として許可を取ったが、昨今のコロナ禍により店舗を開店することが困難となり、住宅のみの建築に変更したいとの申請です。
現地調査では、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は28件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

提出件数 28 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 細谷町の土地 116 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2 番 高林北町の土地 392 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3 番 由良町の土地 449 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4 番 下田島町の土地 141 m² 外 1 筆 計 326 m²、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

5 番 下田島町の土地 2.31 m² 外 1 筆 計 4.46 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

6 番 東金井町の土地 375 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7 番 東金井町の土地 245 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

8 番 東金井町の土地 350 m² 外 1 筆 計 499 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要

な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 東金井町の土地 37 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 289 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 東金井町の土地 1,030 m² 外11筆 計26,302 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天車両置場用地として一時転用するものです。

12番 龍舞町の土地 372 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 382 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 龍舞町の土地 398 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 龍舞町の土地 11 m² 外1筆 計363 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 龍舞町の土地 495 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 吉沢町の土地 1,246 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

18番 只上町の土地 280 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的にはインターチェンジから 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 新野町の土地 862 m² 外1筆 計985 m²、農地区分 第二種、有料老人ホーム用地として敷地拡張するものです。

20番 尾島町の土地 403 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 世良田町の土地 466 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田赤堀町の土地 484 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23番 新田小金井町の土地 293 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

24番 新田市町の土地 148 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場・露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

25番 藪塚町の土地 4,018 m²の内0.14 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題な

いと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

26番 大原町の土地 5,407 m²の内0.15 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

27番 大原町の土地 596 m²、農地区分 第二種、露天中古車展示場用地として転用するものです。

28番 大久保町の土地 1,090 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番から5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番と2番を私から報告します。

番号1番、2番の申請人はともに借家に住んでおり、申請地を取得し、住宅を建築したいとの申請です。

1番の周囲には住宅地、2番についても、議案第1号1番での取消し案件であり、1番、2番ともに周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

12番委員 引き続き、農地法第5条、番号3番から5番について調査した結果を報告します。

番号3番の譲受人は借家に住んでおり、経営する会社に申請地が近いために取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。

番号4番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついため、申請地を父から借り受けて、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、周辺は住宅地であり、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

番号5番は、番号4番の申請地に隣接しており、この住宅建築の申請

に当たり、農地の一部を宅地として利用したことが分かったため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

- 議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、番号6番から18番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員

6番から11番まで報告します。

6番は、借家に住んでおり、自己の住宅を建設するものです。

7番は、資材置場として利用するものです。

8番、9番、10番は借家に住んでいまして、自己の住宅を建設するものです。

チェックリストに基づいて現地調査をしたところ、周辺は既存宅地であり、周辺農地への影響もないため、許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いいたします。

続いて、11番は、農業専用地域であり、令和2年に農業専用地域の除外申請が提出され、却下された区域の一部であり、令和3年11月に一時転用許可が提出されて、不許可相当と決定した隣接地です。

私ども農業委員は、法的には無知です。申請書を熟読、審査し、現地調査をしたところ、農振地域除外申請却下物件、11月不許可相当物件及び今回、申請地域の全てが●●●●●が仮登記権利者です。申請書では、他地域の調査をして、今回、申請地以外は適地がないと書かれていましたが、仮登記地内で計画されたと思慮されました。また、全ての土地に測量杭が打たれております。一時転用は36か月であり、造成工事5か月、費用●●●●●円、復旧工事期間3か月、費用●●●●●円、計●●●●●円です。●●●●●円近い費用をかけて28か月利用する

意図が意味不明です。昨今の異常天候を見れば、1万m³の耕作土を19日で搬入、整地、畑に戻す計画は無理があります。一時転用終了後の営農計画がずさんであり、種々の意見が出ましたが、全員一致で不許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

1 番 委 員

続きまして、番号12番から16番まで報告します。

12番から16番については、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

6 番 委 員

17番をご説明します。

これは50号の桐生沿いの近くです。山の麓にございまして、不耕作地です。なおかつ砂利等が相当多く含まれておりまして、直ちに耕作することは難しいだろうと、そういう土地でございます。

チェックリストに基づきまして審査したところ、許可相当と判断いたしました。

再度のご検討をよろしくお願ひいたします。以上です。

4 番 委 員

それでは、18番を4番より説明します。

転用の目的は住宅用地で申請がありました。現状は、インターから300メートル以内で、営農条件には支障はないと、許可基準から判断した視点からすると適当ということで、許可相当と地区協議会で決定しましたので、よろしく審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号6番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

9 番 委 員

11番について質問させてもらいたいと思います。これだけの人数の方が約2町6反ですね。それを使用貸借ということでよく地主が納得したなと思って感心したんです。それで、よく聞こえなかったんですけども、3年過ぎにはまた農地として返すことになるんですね。ただ、よくそれだけの面積をよく貸したなと思って、今、感心していたんです。

1 4 番 委 員

事務局のほうで報告をお願いいたします。

9 番 委 員

ただ、よく貸してくれたなと思ったので、その程度なので、別にいいですよ。何かあればいいけれども、何もなければ別にいいですよ。ただそれだけのことだったので、よく貸したなと思って感心したので、今質

問させてもらったんです。

14番委員 仮登記地なので、ほとんどお金をもらって、●●●●●●が自分で持っているんです。

9番委員 仮登記になっているんかい。では、買ったときに払ってるんだね。今聞いて分かりました。

議長 14番委員、許可ですか、不許可ですか。

14番委員 不許可です。

議長 分かりました。

議長 9番委員、よろしいですか。

9番委員 いいです。分かりました。

議長 それでは、そのほかに質問もないようですので、採決いたします。番号6番から10番、12番から18番を許可、番号11番を不許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号6番から10番、番号12番から18番を許可、番号11番を不許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号19番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、報告させてもらいたいと思います。
譲受人は隣接地で有料老人ホームを運営しており、施設を増設したいということで、それに併せて土地を買いたいということであります。現地を確認してきましたが、ほかの農地と接しているところはありません。ですので、何ら問題ないと思います。
再度審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号19番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号19番を許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続きます、番号 20 番と 21 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15 番委員 20 番、21 番について報告します。
当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度の審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第 4 地区協議会より番号 20 番と 21 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 20 番と 21 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 20 番と 21 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きます、番号 22 番から 24 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19 番委員 22、23、24 のうちの 22 番について、お答えいたします。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7 番 委 員 23 番の関係ですが、借家に住んでおり、資金の都合がついたためということでありまして、周りはうちができておりまして、裏側に、畑といってもほとんど耕作されていないような畑というようなことでありまして、周辺農地への影響はないと思われまして、許可相当ということでございます。
24 番の関係としては、細長い通路がそこに残ってしまっていたんです。これは隣の人を買うしかほかには使い道がないので、許可相当で妥当だろうということで意見決定いたしました。よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第 5 地区協議会より番号 22 番から 24 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 22 番から 24 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 22 番から 24 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号 25 番から 28 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号 25 番と 26 番につきましては、議案第 2 号、番号 9 番と 10 番の農地法第 3 条の区分地上権について、併せて報告願います。
- 1 3 番委員 議案第 5 号、25 番、26 番は、父より、娘、息子に使用貸借というふうな営農型の太陽光発電です。25 番、26 番ですけれども、営農型太陽光発電のため、父より娘、息子は土地を使用貸借し、更新するということです。営農状態もしっかりしておりまして、現地を確認したところ、堆肥等も既にまいてあり、来年度の準備もしているようです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。また、議案第 2 号 9 番、10 番の区分地上権の設定については、番号 23 番の営農型太陽光発電所用地の一時転用が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定をいたしました。
その次の 27 番です。譲受人は中古車販売業を営み、申請地を賃貸借して露天中古車展示場とするものです。やはり現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。
- 1 8 番委員 28 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、駐車場用地が不足のため露天駐車場用地として土地を譲り受けるものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、お願いいたします。
- 議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 25 番から 28 番及び議案第 2 号番号 9 番と 10 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員	なし。	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号25番から28番及び議案第2号番号9番と10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号25番から28番及び議案第2号番号9番と10番を許可とすることに決定いたします。	全員賛成でありますので、番号25番から28番及び議案第2号番号9番と10番を許可とすることに決定いたします。
		なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取することとなりますが、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましても、改めて定例総会を開催せずに会長専決により交付してもよろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声あり)	(異議なしの声あり)
議長	ご意見、質問等もないようですので、会長専決により交付いたします。	ご意見、質問等もないようですので、会長専決により交付いたします。
		また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
議長	以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月農業会議に意見聴取した11月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条及び第16回定例総会において審議決定された専決処分によるものであり、下記のとおり指令書交付の取扱いをいたしましたので、御報告いたします。	以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月農業会議に意見聴取した11月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条及び第16回定例総会において審議決定された専決処分によるものであり、下記のとおり指令書交付の取扱いをいたしましたので、御報告いたします。
		続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。
事務局	報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、9件提出されております。	報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、9件提出されております。
		内訳につきましては、記載のとおりです。
		続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、30件提出されております。
		内訳につきましては、記載のとおりです。
		続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は14件となっております。
		内容につきましては、記載のとおりです。
		続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は13件となっております。
		内容につきましては、記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

- | | | |
|-------------|-------------|---|
| 議
委
議 | 長
員
長 | 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
なし。
質問等もないようですので、続きまして、協議事項、令和3年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦依頼が会長宛てにあったので、決定を求めます。
提出件数は1件です。
事務局、報告をお願いします。 |
| 事 務 局 | | それでは、協議事項、令和3年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について説明させていただきます。
太田市長より、太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦依頼があったため、候補者の取りまとめをさせていただきました。
別紙の一覧を御覧ください。優良農業者表彰候補者が4地区から5名、農業後継者報奨候補者が2地区から2名の推薦をいただきましたので、太田市長へ推薦してよろしいか伺います。
なお、表彰式は3月上旬の予定です。
ご協議のほど、よろしく願いいたします。 |
| 議
委
議 | 長
員
長 | ただいま、事務局より提案がありました令和3年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について、ご意見、ご質問等ございますか。
なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、事務局の提案どおり決定し、市長へ提出いたします。 |
| 議 | 長 | 以上で第17回定例総会を終了いたします。 |

閉 会 令和3年12月10日（金） 午後2時40分